

(新) 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日一部改正版)	(旧) 作業規程の準則 (平成 25 年 3 月 29 日一部改正版)
第 4 編 応用測量	第 4 編 応用測量
第 1 章 通 則	第 1 章 通 則
第 1 節 要 旨	第 1 節 要 旨
(要 旨) 第 3 7 9 条 (略)	(要 旨) 第 3 3 8 条 (略)
(応用測量の区分) 第 3 8 0 条 (略)	(応用測量の区分) 第 3 3 9 条 (略)
(使用する成果) 第 3 8 1 条 (略)	(使用する成果) 第 3 4 0 条 (略)
(機 器) 第 3 8 2 条 (略)	(機 器) 第 3 4 1 条 (略)
(機器の点検及び調整) 第 3 8 3 条 (略)	(機器の点検及び調整) 第 3 4 2 条 (略)
(計算結果の表示単位) 第 3 8 4 条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては 第 4 4 5 条 第 6 項の規定を適用する。 (表略) 2 (略) 3 キネマティック法、R T K 法又はネットワーク型 R T K 法により標高を求めた場合は、国土地理院が提供する ジオイド・モデルにより求めたジオイド高を用いて、楕円体高 を補正して求めるものとする。	(計算結果の表示単位) 第 3 4 3 条 座標値等の計算結果の表示単位等は、次表を標準とする。ただし、用地測量においては 第 4 0 4 条 第 6 項の規定を適用する。 (表略) 2 (略) 3 キネマティック法、R T K 法又はネットワーク型 R T K 法により標高を求めた場合は、国土地理院が提供する ジオイドモデルによりジオイド高 を補正して求めるものとする。
(標杭の材質、寸法等) 第 3 8 5 条 (略)	(標杭の材質、寸法等) 第 3 4 4 条 (略)
第 2 節 製品仕様書の記載事項	第 2 節 製品仕様書の記載事項
(製品仕様書) 第 3 8 6 条 (略)	(製品仕様書) 第 3 4 5 条 (略)
第 2 章 路線測量	第 2 章 路線測量
第 1 節 要 旨	第 1 節 要 旨
(要 旨) 第 3 8 7 条 (略)	(要 旨) 第 3 4 6 条 (略)
(路線測量の細分) 第 3 8 8 条 (略)	(路線測量の細分) 第 3 4 7 条 (略)
第 2 節 作業計画	第 2 節 作業計画

<p>(要旨) 第389条 (略)</p>	<p>(要旨) 第348条 (略)</p>																																				
<p>第3節 線形決定</p>	<p>第3節 線形決定</p>																																				
<p>(要旨) 第390条 (略)</p>	<p>(要旨) 第349条 (略)</p>																																				
<p>(方法) 第391条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測の場合は、2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="210 768 1415 1184"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th colspan="2">許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20 mm</td> <td>ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="5">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>三・四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 既知点での観測は、第3項第二号及び第三号の規定を準用する。</p> <p>ニ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20 mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。					<p>(方法) 第350条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1516 768 2721 1184"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th colspan="2">許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20 mm</td> <td>ΔN: 水平面の南北方向のセット間較差 ΔE: 水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="5">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>三・四 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 既知点での観測は、第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>ニ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20 mm	ΔN : 水平面の南北方向のセット間較差 ΔE : 水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。				
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考																																
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20 mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																																
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																																				
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備考																																
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20 mm	ΔN : 水平面の南北方向のセット間較差 ΔE : 水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																																
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																																				
<p>(IPの設置) 第392条 (略)</p>	<p>(IPの設置) 第351条 (略)</p>																																				
<p>第4節 中心線測量</p>	<p>第4節 中心線測量</p>																																				
<p>(要旨) 第393条 (略)</p>	<p>(要旨) 第352条 (略)</p>																																				
<p>(方法)</p>	<p>(方法)</p>																																				

<p>第394条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 TS等を用いる場合は、第392条第2項第一号の規定を準用する。</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第391条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前項において中心点間等の距離が、直接測定ができない場合は、第391条第8項の規定を準用する。</p> <p>8～10 (略)</p>	<p>第353条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>一 TS等を用いる場合は、第351条第2項第一号の規定を準用する。</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第350条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 前項において中心点間等の距離が、直接測定ができない場合は、第350条第8項の規定を準用する。</p> <p>8～10 (略)</p>												
<p>(標杭の設置)</p> <p>第395条 (略)</p>	<p>(標杭の設置)</p> <p>第354条 (略)</p>												
<p>第5節 仮BM設置測量</p>	<p>第5節 仮BM設置測量</p>												
<p>(要旨)</p> <p>第396条 (略)</p>	<p>(要旨)</p> <p>第355条 (略)</p>												
<p>(方法)</p> <p>第397条 (略)</p>	<p>(方法)</p> <p>第356条 (略)</p>												
<p>(標杭の設置)</p> <p>第398条 (略)</p>	<p>(標杭の設置)</p> <p>第357条 (略)</p>												
<p>第6節 縦断測量</p>	<p>第6節 縦断測量</p>												
<p>(要旨)</p> <p>第399条 (略)</p>	<p>(要旨)</p> <p>第358条 (略)</p>												
<p>(方法)</p> <p>第400条 (略)</p>	<p>(方法)</p> <p>第359条 (略)</p>												
<p>第7節 横断測量</p>	<p>第7節 横断測量</p>												
<p>(要旨)</p> <p>第401条 (略)</p>	<p>(要旨)</p> <p>第360条 (略)</p>												
<p>(方法)</p> <p>第402条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による観測の場合は、1セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1713 1368 1883"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから 10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> </tr> </tbody> </table>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	<p>(方法)</p> <p>第361条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により1セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1713 2674 1883"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから 10エポック以上</td> <td>1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> </tr> </tbody> </table>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔											
5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)											
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔											
5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)											

摘要 GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。
ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。

- 三 ネットワーク型RTK法による場合は、第391条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 四 (略)
- 五 許容範囲等は、次表を標準とする。

項目	許容範囲	備考
セット間較差	ΔN ΔE	20mm ΔN : 水平面の南北 <u>成分</u> のセット間較差 ΔE : 水平面の東西 <u>成分</u> のセット間較差
	ΔU	30mm ΔU : 水平面からの高さ <u>成分</u> のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。

6～11 (略)

第8節 詳細測量

(要旨)
第403条 (略)

(方法)
第404条 (略)

第9節 用地幅杭設置測量

(要旨)
第405条 (略)

(方法)
第406条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)

- 一 TS等を用いる場合は、第392条第2項第一号の規定を準用する。
- 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第391条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。

4・5 (略)

(用地幅杭点間測量)
第407条 (略)

- 2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、第391条第8項の規定を準用する。

摘要 GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。
ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。

- 三 ネットワーク型RTK法による場合は、第350条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 四 (略)
- 五 許容範囲等は、次表を標準とする。

項目	許容範囲	備考
セット間較差	ΔN ΔE	20mm ΔN : 水平面の南北 <u>方向</u> のセット間較差 ΔE : 水平面の東西 <u>方向</u> のセット間較差
	ΔU	30mm ΔU : 水平面からの高さ <u>方向</u> のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。

6～11 (略)

第8節 詳細測量

(要旨)
第362条 (略)

(方法)
第363条 (略)

第9節 用地幅杭設置測量

(要旨)
第364条 (略)

(方法)
第365条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)

- 一 TS等を用いる場合は、第351条第2項第一号の規定を準用する。
- 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、第350条第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。

4・5 (略)

(用地幅杭点間測量)
第366条 (略)

- 2 前項において用地幅杭間の距離が直接測定できない場合は、第350条第8項の規定を準用する。

3 (略)	3 (略)
第10節 品質評価	第10節 品質評価
(品質評価) 第408条 (略)	(品質評価) 第367条 (略)
第11節 成果等の整理	第11節 成果等の整理
(メタデータの作成) 第409条 (略)	(メタデータの作成) 第368条 (略)
(成果等) 第410条 (略)	(成果等) 第369条 (略)
第3章 河川測量	第3章 河川測量
第1節 要旨	第1節 要旨
(要旨) 第411条 (略)	(要旨) 第370条 (略)
(河川測量の細分) 第412条 (略)	(河川測量の細分) 第371条 (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要旨) 第413条 (略)	(要旨) 第372条 (略)
第3節 距離標設置測量	第3節 距離標設置測量
(要旨) 第414条 (略)	(要旨) 第373条 (略)
(方法) 第415条 (略)	(方法) 第374条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
一 TS等を用いる放射法の場合は、 第392条 第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。	一 TS等を用いる放射法の場合は、 第351条 第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。
二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 第391条 第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。	二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 第350条 第3項第二号から第四号、第4項及び第5項の規定を準用する。
4～6 (略)	4～6 (略)
第4節 水準基標測量	第4節 水準基標測量
(要旨) 第416条 (略)	(要旨) 第375条 (略)
(方法) 第417条 (略)	(方法) 第376条 (略)
第5節 定期縦断測量	第5節 定期縦断測量
(要旨) 第418条 (略)	(要旨) 第377条 (略)

<p>(方法) 第419条 (略) 2 (略) 3 定期縦断測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量により行うものとする。ただし、地形、地物等の状況によっては、4級水準測量に代えて間接水準測量により行うことができるものとし、その場合は第400条第8項の規定を準用する。 4～7 (略)</p>	<p>(方法) 第378条 (略) 2 (略) 3 定期縦断測量は、平地においては3級水準測量により行い、山地においては4級水準測量により行うものとする。ただし、地形、地物等の状況によっては、4級水準測量に代えて間接水準測量により行うことができるものとし、その場合は第359条第8項の規定を準用する。 4～7 (略)</p>																		
<p>第6節 定期横断測量</p>	<p>第6節 定期横断測量</p>																		
<p>(要旨) 第420条 (略)</p>	<p>(要旨) 第379条 (略)</p>																		
<p>(方法) 第421条 (略)</p>	<p>(方法) 第380条 (略)</p>																		
<p>第7節 深淺測量</p>	<p>第7節 深淺測量</p>																		
<p>(要旨) 第422条 (略)</p>	<p>(要旨) 第381条 (略)</p>																		
<p>(方法) 第423条 (略) 2～4 (略) 5 RTK法又はネットワーク型RTK法による観測は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="270 1081 1332 1335"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから1エポック以上</td> <td>1秒</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～12 (略)</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。		<p>(方法) 第382条 (略) 2～4 (略) 5 RTK法又はネットワーク型RTK法による観測は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1576 1081 2638 1335"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5衛星以上</td> <td>FIX解を得てから1エポック以上</td> <td>1秒</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～12 (略)</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。	
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																	
5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒																	
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS・準天頂衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																		
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																	
5衛星以上	FIX解を得てから1エポック以上	1秒																	
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、 GPS衛星 及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																		
<p>第8節 法線測量</p>	<p>第8節 法線測量</p>																		
<p>(要旨) 第424条 (略)</p>	<p>(要旨) 第383条 (略)</p>																		
<p>(方法) 第425条 (略)</p>	<p>(方法) 第384条 (略)</p>																		
<p>第9節 海浜測量及び汀線測量</p>	<p>第9節 海浜測量及び汀線測量</p>																		
<p>(要旨) 第426条 (略)</p>	<p>(要旨) 第385条 (略)</p>																		
<p>(方法) 第427条 (略)</p>	<p>(方法) 第386条 (略)</p>																		

第10節 品質評価	第10節 品質評価
(品質評価) 第428条 (略)	(品質評価) 第387条 (略)
第11節 成果等の整理	第11節 成果等の整理
(メタデータの作成) 第429条 (略)	(メタデータの作成) 第388条 (略)
(成果等) 第430条 (略)	(成果等) 第389条 (略)
第4章 用地測量	第4章 用地測量
第1節 要旨	第1節 要旨
(要旨) 第431条 (略)	(要旨) 第390条 (略)
(用地測量の細分) 第432条 (略)	(用地測量の細分) 第391条 (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要旨) 第433条 (略)	(要旨) 第392条 (略)
第3節 資料調査	第3節 資料調査
(要旨) 第434条 (略)	(要旨) 第393条 (略)
(方法) 第435条 (略)	(方法) 第394条 (略)
(公図等の転写) 第436条 (略)	(公図等の転写) 第395条 (略)
(土地の登記記録の調査) 第437条 (略)	(土地の登記記録の調査) 第396条 (略)
(建物の登記記録の調査) 第438条 (略)	(建物の登記記録の調査) 第397条 (略)
(権利者確認調査) 第439条 (略)	(権利者確認調査) 第398条 (略)
第4節 復元測量	第4節 復元測量
(要旨) 第440条 (略)	(要旨) 第399条 (略)
(方法) 第441条 (略)	(方法) 第400条 (略)
第5節 境界確認	第5節 境界確認
(要旨) 第442条 (略)	(要旨) 第401条 (略)

(方法) 第443条 (略)	(方法) 第402条 (略)																						
第6節 境界測量	第6節 境界測量																						
(要旨) 第444条 (略)	(要旨) 第403条 (略)																						
(方法) 第445条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 第391条 第3項第二号、第4項及び第5項の規定を準用する。 三 (略) 3～7 (略)	(方法) 第404条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、 第350条 第3項第二号、第4項及び第5項の規定を準用する。 三 (略) 3～7 (略)																						
(用地境界仮杭設置) 第446条 (略)	(用地境界仮杭設置) 第405条 (略)																						
(方法) 第447条 (略) 2 用地境界仮杭の観測は、 第445条 第2項の規定を準用する。	(方法) 第406条 (略) 2 用地境界仮杭の観測は、 第404条 第2項の規定を準用する。																						
(用地境界杭設置) 第448条 (略)	(用地境界杭設置) 第407条 (略)																						
第7節 境界点間測量	第7節 境界点間測量																						
(要旨) 第449条 (略)	(要旨) 第408条 (略)																						
(方法) 第450条 (略) 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、 第445条 及び 第447条 の規定で計算した距離と比較を行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="240 1486 1302 1650"> <thead> <tr> <th>距離 \ 区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td>10 mm</td> <td>20 mm</td> <td rowspan="2">S は点間距離の計算値</td> </tr> <tr> <td>20m 以上</td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> 3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、 第391条 第8項の規定を準用するものとし、較差の許容範囲は、前項の表による。 4 (略)	距離 \ 区分	平地	山地	備考	20m 未満	10 mm	20 mm	S は点間距離の計算値	20m 以上	S/2,000	S/1,000	(方法) 第409条 (略) 2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、 第404条 及び 第406条 の規定で計算した距離と比較を行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="1546 1486 2608 1650"> <thead> <tr> <th>距離 \ 区分</th> <th>平地</th> <th>山地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m 未満</td> <td>10 mm</td> <td>20 mm</td> <td rowspan="2">S は点間距離の計算値</td> </tr> <tr> <td>20m 以上</td> <td>S/2,000</td> <td>S/1,000</td> </tr> </tbody> </table> 3 境界点間の距離が直接測定できない場合は、 第350条 第8項の規定を準用するものとし、較差の許容範囲は、前項の表による。 4 (略)	距離 \ 区分	平地	山地	備考	20m 未満	10 mm	20 mm	S は点間距離の計算値	20m 以上	S/2,000	S/1,000
距離 \ 区分	平地	山地	備考																				
20m 未満	10 mm	20 mm	S は点間距離の計算値																				
20m 以上	S/2,000	S/1,000																					
距離 \ 区分	平地	山地	備考																				
20m 未満	10 mm	20 mm	S は点間距離の計算値																				
20m 以上	S/2,000	S/1,000																					

第8節 面積計算	第8節 面積計算
(要旨) 第451条 (略)	(要旨) 第410条 (略)
(方法) 第452条 (略)	(方法) 第411条 (略)
第9節 用地実測図データファイルの作成	第9節 用地実測図データファイルの作成
(要旨) 第453条 (略)	(要旨) 第412条 (略)
(作成) 第454条 (略)	(作成) 第413条 (略)
第10節 用地平面図データファイルの作成	第10節 用地平面図データファイルの作成
(要旨) 第455条 (略)	(要旨) 第414条 (略)
(作成) 第456条 (略)	(作成) 第415条 (略)
第11節 品質評価	第11節 品質評価
(品質評価) 第457条 (略)	(品質評価) 第416条 (略)
第12節 成果等の整理	第12節 成果等の整理
(メタデータの作成) 第458条 (略)	(メタデータの作成) 第417条 (略)
(成果等) 第459条 (略)	(成果等) 第418条 (略)
第5章 その他の応用測量	第5章 その他の応用測量
第1節 要旨	第1節 要旨
(要旨) 第460条 (略)	(要旨) 第419条 (略)
第2節 作業計画	第2節 作業計画
(要旨) 第461条 (略)	(要旨) 第420条 (略)
第3節 作業方法	第3節 作業方法
(作業方法) 第462条 (略)	(作業方法) 第421条 (略)
第4節 作業内容	第4節 作業内容
(作業内容) 第463条 (略)	(作業内容) 第422条 (略)

<p>第5節 品質評価</p>	<p>第5節 品質評価</p>
<p>(品質評価) 第464条 (略)</p>	<p>(品質評価) 第423条 (略)</p>
<p>第6節 成果等の整理</p>	<p>第6節 成果等の整理</p>
<p>(メタデータの作成) 第465条 (略)</p>	<p>(メタデータの作成) 第424条 (略)</p>
<p>(成果等) 第466条 (略) 一・二 (略) <u>三 品質評価表</u> <u>四・五</u> (略)</p>	<p>(成果等) 第425条 (略) 一・二 (略) <u>(新規)</u> <u>三・四</u> (略)</p>
<p>附 則 この準則は、平成20年4月1日から適用する。 附 則 この準則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この準則は、平成25年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この準則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この準則は、平成20年4月1日から適用する。 附 則 この準則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この準則は、平成25年4月1日から施行する。 <u>(新規)</u></p>